

学んでこそ、未来がある。

あだちせいわ創業者セミナー

本セミナーは、足立区創業支援等事業計画で、特定創業支援等事業として認定されております。

募集人員

20名

対象者

これから創業される方、
創業5年未満の方

受講料

無料

会場

足立成和信用金庫 本部 6階 東京都足立区千住1-4-16

申込締切日

2026年 3月13日 金

セミナースケジュール
【各回 15:00~17:00】

2026年 3/30(月)

テーマ 「特定創業支援
事業とは?」
「創業計画書の
作り方」

2026年 4/6(月)

テーマ 「経営」

中小企業診断士



中村友樹

2026年 4/13(月)

テーマ 「財務」

税理士・
中小企業診断士

上條紘輝



2026年 4/20(月)

テーマ 「人材育成」

社会保険労務士・
中小企業診断士

佐伯 悠



2026年 4/27(月)

テーマ 「販路開拓」

中小企業診断士

水口 健



あだちせいわ創業者セミナーで出席回数等の条件を満たした方は、次の支援が受けられます。

メリット①

会社^(※)設立時における
登録免許税の軽減措置

メリット②

創業資金に関する
信用保証協会による
保証限度額の拡大

メリット③

東京都制度融資「創業」の
創業支援特例適用

メリット④

日本政策金融公庫
「新規開業・スタートアップ
支援資金」の金利の引き下げ

メリット⑤

(公財)東京都中小企業
振興公社の「創業助成金」が
申請できます!

詳しくは裏面を
ご参照ください。



主催



地域応援！“おせっかい宣言”

足立成和信用金庫

共催

東京都信用金庫協会
東京都よろず支援拠点

後援



足立区

あだちせいわ創業者セミナー 受講でうけられる

5つのメリット

1.会社(※)設立時における登録免許税の軽減措置

会社設立時にかかる登録免許税が軽減されます。対象は、足立区を所在地として登記を予定している、未創業者または創業5年未満の方です。ただし、会社設立後の組織変更を行う場合は対象になりません。 (※)会社とは、株式会社、合同会社のことです。
株式会社又は合同会社の登記にかかる登録免許税が資本金の0.7%から0.35%に減免されます。

【最低税額の場合】株式会社:15万円→7.5万円 合同会社:6万円→3万円

2.創業資金に関する信用保証協会による保証限度額の拡大

保証限度額が1,000万円から2,000万円に拡大され、具体的な事業計画があれば創業6か月前(通常は2か月前)から申込することができるようになります。

【対象者】創業後5年未満の方

3.東京都制度融資「創業」の創業支援特例適用

融資限度額が、2,500万円から3,500万円に拡充されます。(自己資金要件あり)

・金利が0.4%優遇されます。

【対象者】事業を営んでいない方

4.日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の金利の引き下げ

・金利の引き下げの対象として、申し込むことができます。

【対象者】創業前の方

5.(公財)東京都中小企業振興公社の「創業助成金」が申請できます!

・「創業助成事業」詳細は東京都中小企業振興公社ホームページをご確認ください。

・「商店街起業・承継支援事業」詳細は東京都中小企業振興公社ホームページをご確認ください。

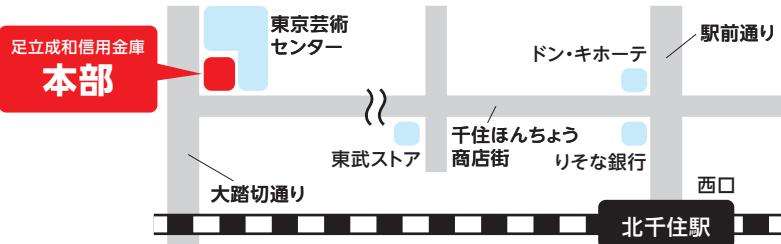
会場

足立成和信用金庫

本部 6階

東京都足立区千住1-4-16

(社会情勢により会場が変更となる場合があります。)



2025年度 あだちせいわ創業者セミナー 受講申込書

申込締切日

2026年 3月13日(金)

足立成和信用金庫 営業推進部宛(メールまたはFAXにてお申し込みください)

E-mail : eisui02@adachiseiwa.shinkin.jp TEL : 03-3882-3246 FAX : 03-3882-3321

お名前	フリガナ	すでに創業されている方は企業名	フリガナ
ご住所	〒 一	企業所在地	〒 一
電話番号		メールアドレス	
ご職業または勤務先		生年月日	昭和・平成 年 月 日
創業(予定)業種		本セミナーをお知りになったきっかけ	
具体的な業務内容			

※本申込書にご記入いただいた個人情報等は、本セミナーを主催・共催する3団体が、セミナーの連絡・記録のために利用させていただきます。